

第2章 地域の概況

2.1 地域の概要

穂高広域施設組合（以下、「本組合」という。）組織市町村及び松本市を含む地域（以下、「当該地域」という。）は長野県の中央よりやや北西に位置している。本組合は安曇野市、池田町、松川村、生坂村、筑北村及び麻績村の6市町村より組織されている。

当該地域の位置を図2.1.1に示す。

対象事業実施区域のある安曇野市には、西部に燕岳、大天井岳、常念岳等の3,000m級の北アルプス連峰がそびえ立つ山岳地帯で、中部山岳国立公園となっている。この山々を源流とする梓川、中房川、高瀬川などが流れ、すべての河川は犀川に合流して日本海へ向かって流れている。また、北アルプスの雪融け水が豊富な湧水となって湧き出ている。

気候は北アルプスの標高の高い山岳地域を除き、中央高地式気候（内陸性気候）に属している。日較差、年較差が大きく、年間を通じて湿度が低く、降水量が少ないといった特徴がある。

植物群落の分布は、標高により高山帯、亜高山帯、山地帯、山麓部、平野部に分けることができる。この植物群落の分布は、多くの生物の生息・生育基盤となり、動物の分布にも影響を与えていている。

交通の状況としては、長野市や首都圏、中京圏との交通の要となる長野自動車道安曇野ICがある。また、県内の南北方向へ一般国道19号及び147号が走っている。

対象事業実施区域の南側には安曇野市の主要な観光地のひとつである大王わさび農場がある。敷地の周囲には工場等があり、さらにその周囲は穂高川や万水川などの河川に囲まれている。敷地の西側には水田が広がっており、住居が点在している。

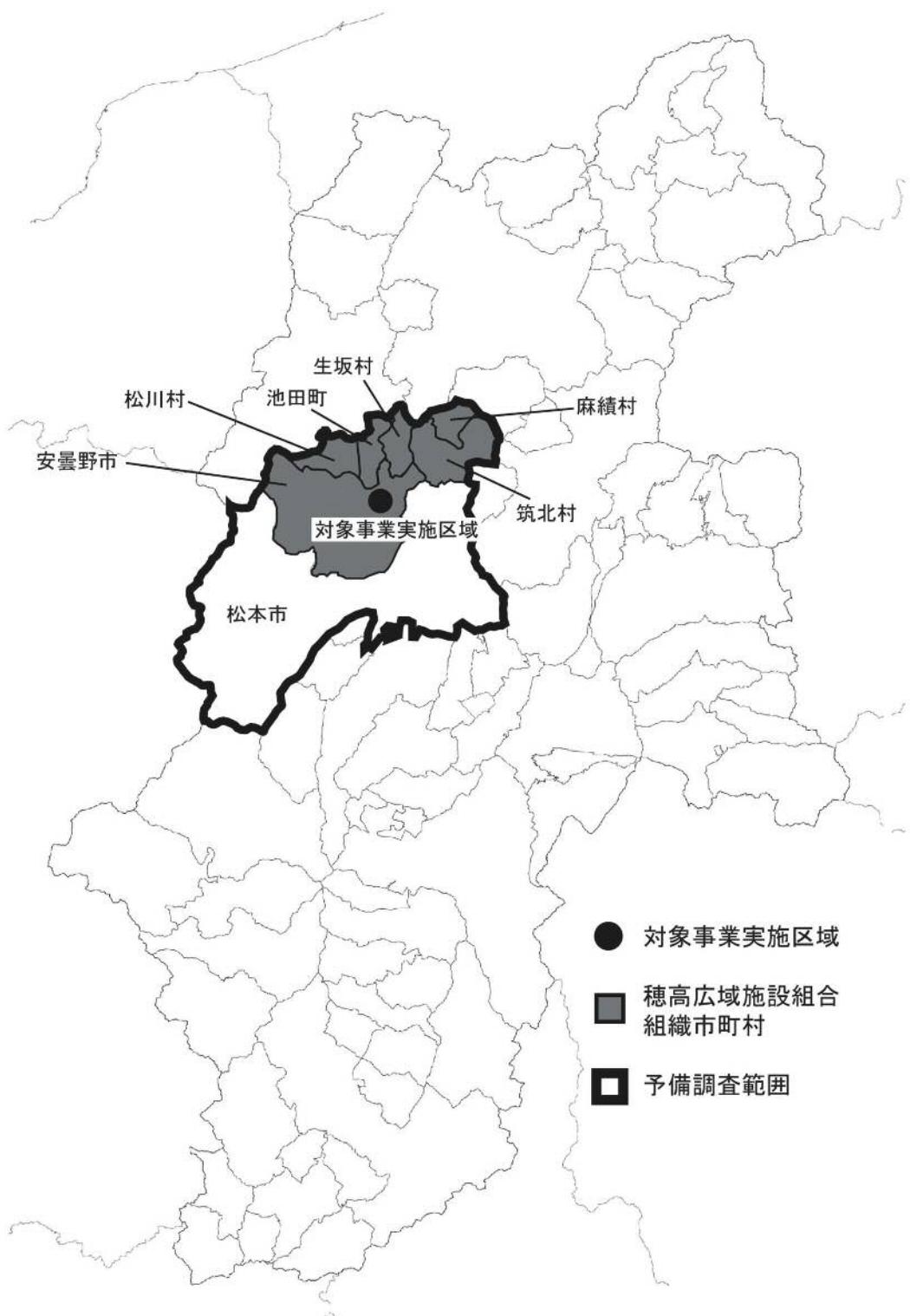


図 2.1.1 関連市町村位置図

2.2 社会的状況

対象事業実施区域及び周辺の社会的状況を表 2.2.1(1)～(3)に示す。また、対象事業実施区域及び周辺における環境保全に係る規制等の指定状況を表 2.2.2 に示す。

表 2.2.1(1) 対象事業実施区域及び周辺の社会的状況

調査項目	調査結果の概要	
2.2.1 人口及び産業の状況	(1)人口の状況	平成 28 年 10 月 1 日現在、対象事業実施区域のある安曇野市の人口は 95,086 人、本組合構成市町村の人口は 123,990 人である。本組合構成市町村の人口は減少傾向にある。
	(2)住宅地等の分布	対象事業実施区域の西側に住宅が点在している。
	(3)産業	平成 24 年 2 月 1 日現在、産業（大分類）別従業者数は、各市町村とともに、製造業及び卸売・小売業の占める割合が大きい傾向にある。また、池田町では医療・福祉の割合が高くなっている。
2.2.2 交通の状況	<p>主要道路としては、長野自動車道、国道 19 号、国道 147 号が挙げられる。対象事業実施区域の南には安曇野インターチェンジがある。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲の鉄道としては、東日本旅客鉄道の大糸線及び篠ノ井線があり、最寄りの駅として対象事業実施区域の西に JR 穂高駅、東に JR 明科駅がある。</p>	
2.2.3 土地利用の状況	(1)土地利用	対象事業実施区域のある安曇野市では 26.1% を山林が、16.8% を水田が占めている。対象事業実施区域の周辺では土地利用の多くを水田が占めている。
	(2)都市計画区域	対象事業実施区域については、用途地域は指定されていない。
2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況	(1)幼稚園及び小学校等	対象事業実施区域から半径 4km の範囲には、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が存在しているが、大学、短期大学、高等専門学校は存在しない。
	(2)病院等	対象事業実施区域から半径 4km の範囲には、複数の病院、診療所が存在している。
	(3)社会福祉施設等	対象事業実施区域から半径 4km の範囲には、複数の社会福祉施設、保育園が存在している。
2.2.5 水域の利用状況	(1)河川、湖沼及び地下水の利用状況	対象事業実施区域のある安曇野市では、主に深井戸を取水源としており、他に湧水を利用している。
	1)水道水源としての利用状況	対象事業実施区域は松本盆地内の標高の低い場所に位置しており、この一帯の地下水が集まる地点に位置している。
	2)地下水の利用状況	対象事業実施区域を含む一角には事業用の井戸が設置され、地下水が利用されている。焼却施設、し尿処理施設及び隣接する事業所で地下水を利用している。 周辺で最も近い家庭用の井戸は対象事業実施区域の西側約 250m に位置し、最も近い漁業用の井戸は対象事業実施区域の南側約 200m の穂高川対岸に位置している。

表 2.2.1(2) 対象事業実施区域及び周辺の社会的状況

調査項目	調査結果の概要	
2.2.5 水域の利用状況	3)水面利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲における水面利用の場として、犀川、高瀬川、穗高川などが挙げられる。
2.2.6 環境整備の状況	(1)下水道の普及状況	平成 28 年 3 月 31 日現在、対象事業実施区域のある安曇野市では、公共下水道の普及率は 81.2%、特定環境保全公共下水道の普及率は 8.1%となっている。
	(2)廃棄物処理の状況 1)ごみ処理	穂高クリーンセンターでは、搬入されたもえるごみ、もえないごみ（金属類、ガラス・陶器類）、乾電池・蛍光管を処理、一時保管している。資源ごみは、構成市町村が独自に資源化している。
	2)ごみ排出量	平成 28 年度における本組合管内のごみの排出量は、家庭系ごみが 22,346t/年、事業系ごみが 14,217t/年、合計が 36,563t/年となっている。家庭系ごみは減少傾向にあるが、事業系ごみはやや増加している。
	3)焼却施設搬入量	平成 28 年度における本組合管内のごみの搬入量は、家庭系可燃ごみ 17,134t/年、事業系可燃ごみ 14,095t/年、し渣 29 t/年、し尿汚泥 820 t/年、可燃残渣 8t/年、合計 32,086 t/年となっている。
	4)資源化量	平成 28 年度における本組合管内の資源化量は 4,763t/年となっており、減少傾向にある。
	5)最終処分量	平成 25 年度における本組合管内の最終処分量は 3,269t/年、最終処分率は 8.9%となっている。
	6)産業廃棄物処理施設	平成 29 年 3 月 31 日現在、本広域内の産業廃棄物処分業(中間処理)の許可件数は 17 件、特別管理産業廃棄物処分業(中間処理)の許可件数は 1 件となっている。
2.2.7 環境の保全を目的とした環境法令等による指定、規制等の状況	表 2.2.2 参照。	
2.2.8 地域の環境に係る方針等の状況	(1)土地利用基本計画 1)都市地域	対象事業実施区域は、都市地域に区分される。
	2)農業地域	対象事業実施区域は、農業振興地域に含まれない。
	3)森林地域	対象事業実施区域は、森林地域に含まれない。
	4)自然公園地域	対象事業実施区域のある安曇野市では、飛騨山脈が中部山岳国立公園に指定されている。
	5)自然公園保全地域	対象事業実施区域及びその周囲には、自然保全地域に指定されている場所はない。 「長野県自然環境保全条例」では、「自然環境保全地域」「郷土環境保全地域」「大規模開発調整地域」を指定しているが、対象事業実施区域及びその周囲には、いずれの地域についても指定されている場所はない。
	(2)土地利用に関する条例	安曇野市は、平成 23 年 4 月から「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」を施行している。対象事業実施区域は田園環境区域に該当する。

表 2.2.1(3) 対象事業実施区域及び周辺の社会的状況

調査項目	調査結果の概要
2.2.8 地域の環境に 係る方針等の 状況	(3)景観に関する計画 安曇野市は平成 22 年 9 月に「安曇野市景観条例」を交付し、平成 23 年 2 月に「安曇野市景観計画」を策定した。 対象事業実施区域は田園エリアに該当する。
	(4)ごみ処理に関する 施策等 穂高広域施設組合では平成 28 年 1 月に「穂高広域施設組合一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会を目指して、基本理念や目標達成のための 5 つの方針を定めて取り組んでいる。 ・ごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用を推進する(4R の推進) ・適正な処理・処分を推進する ・適正な役割分担の明確化とパートナーシップを推進する ・広域処理体制を推進する ・計画のフォローアップを推進する
	(5)開発動向 対象事業実施区域のある安曇野市では産業の振興や観光などによる交流の促進などに資する都市間の移動円滑化に向けて、20 年後を見据えたまちづくりの構想として、広域交通ネットワーク機能の強化を図る基本方針を示している。 長野県は、長野自動車道から大北方面に通じる高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の整備を計画している。地下水や動植物への影響を回避するため、三川合流部を通過しない方向で検討が進められている。

表 2.2.2 対象事業実施区域及び周辺における環境保全に係る規制等の指定状況

区分	法令等	規制・基準	対象事業実施区域及び周辺における規制等の指定状況
大気質	環境基本法	・大気の汚染に係る環境基準	指定地域等の定めなく適用される。
	大気汚染防止法	・大気汚染防止法に基づく排出基準	
	ダイオキシン類対策特別措置法	・ダイオキシン類の大気に係る環境基準 ・大気排出基準	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	
騒音	環境基本法	・騒音に係る環境基準	用途地域の指定はないが、付表の地域として C 類型に指定されている。
	騒音規制法	・自動車騒音に係る要請限度	用途地域の指定はないが、付表の地域として c 区域に指定されている。
		・特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	用途地域の指定はないが、付表の地域として第 4 種区域に指定されている。
		・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	
振動	振動規制法	・一般の騒音の規制基準	その他の地域に該当し、規制基準が適用される。
		・特定建設作業等の規制基準	
		・道路交通振動の要請限度 ・特定工場等において発生する振動の規制に関する基準 ・特定建設作業の規制に関する基準	
悪臭	悪臭防止法	・臭気指数規制による規制基準	その他地域に該当し、第 2 地域の規制基準が適用される。
水質	環境基本法	・人の健康の保護に関する環境基準	指定地域等の定めなく公共用水域に適用される。
		・生活環境の保全に関する環境基準	犀川と高瀬川は A 類型、穗高川は AA 類型に指定される。
	ダイオキシン類対策特別措置法	・ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準	指定地域等の定めなく公共用水域に適用される。
	水質汚濁防止法	・排水基準（有害物質に関する項目） ・排水基準（生活環境に係る項目）	焼却施設は水質汚濁防止法に基づく特定施設に該当する。
地下水	環境基本法	・地下水の水質汚濁に係る環境基準	指定地域等の定めなく地下水に適用される。
	ダイオキシン類対策特別措置法	・ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準	指定地域等の定めなく地下水に適用される。
河川環境	河川法	・河川法許可申請	河川保全区域内での新築、掘削等には河川法の許可を要する。対象事業実施区域内には河川保全区域に該当する箇所はない。
土壤	環境基本法	・土壤の汚染に係る環境基準	指定地域等の定めなく適用される。
	ダイオキシン類対策特別措置法	・ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準	

2.3 自然的状況

対象事業実施区域及び周辺の自然的状況を表 2.3.1(1)～(6)に示す。

表 2.3.1(1) 対象事業実施区域及び周辺の自然的状況

調査項目	調査結果の概要
2.3.1 気象の状況	<p>安曇野市は内陸性の気候であり、気温の年較差、日較差が大きい特徴がある。風向は穂高地区では年間を通して北北西の風が主であり、次いで北西の風が多い。4月、5月には風が強く、6月、10月に風が弱い。</p> <p>穂高気象観測所の気象観測結果では、平均風速の平年値は 1.0～1.7m/s であり、風は春に強く秋に弱い傾向がある。年間の降水量の平年値は 1,064.8mm である。</p> <p>穂高気象観測所では風向のデータはないため、松本地域気象観測所のデータをみると、北～北北西及び南～南南東の風が多くなっている。</p>
2.3.2 水象の状況	(1)河川、湖沼及びため池
	<p>対象事業実施区域周辺の水系は、信濃川上流の犀川水系に属している。高瀬川は北アルプスから流れ出た川で、大町市から安曇野市明科に向けてほぼ南に流れている。松本盆地の西方は北アルプスの前縁山地でやや急峻な山地となっている。この山地に V 字谷をつくって東に流れた川は、盆地に入ったところで大きな扇状地を形成している。中房川などのこのような河川は、烏川と合流し穂高川となり、盆地の出口のところで高瀬川と合流する。松本盆地の最低部となる明科では、高瀬川、穂高川が南から流れてきた犀川と合流する。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲には湖沼はない。</p>
(2)用排水路	<p>対象事業実施区域の周囲の主な用水路としては、矢原堰及び五ヶ用水がある。</p> <p>対象事業実施区域周囲の沖積面では豊富な地下水を利用してわさびの栽培やマスの養殖が盛んである。特に穂高周辺では平野の標高が低いことと穂高川の扇状地の不透地下水が豊富なことから、河川沿いで盛んに湧水が噴出している。穂高川、万水川、高瀬川が合流する地域では、一日の湧水量が 115,000t と推定されている。</p> <p>昭和 51 年から平成 18 年までの 30 年間に、水田の涵養量が 13.9 億 m³/年から 8.3 億 m³/年まで減少し、三川合流部付近の地下水位は 0.2m 程度低下したと試算している。水田涵養の減少が盆地の地下水低下傾向と関係している可能性があるとしている。</p>

表 2.3.1(2) 対象事業実施区域及び周辺の自然的状況

調査項目	調査結果の概要
2.3.3 地象の状況	<p>対象事業実施区域は松本盆地の中央部に位置している。松本盆地、犀川、麻績川に囲まれた地域が筑摩山地であり、新第三紀の堆積物からなる。標高は 600～1,000m である。西側の山地は、飛騨山地の東端部であり、槍～穂高連峰の前山にあたる山地である。飛騨山地は東側の山地より急峻で、標高は 700～2,400m である。</p> <p>飛騨山地と松本盆地の境界部は、飛騨山地からの河川による大きな扇状地が形成されている。これらの扇状地を形成した河川は、松本盆地を横切らず、北から順番に合流し、鳥川と合流し穂高川となり明科で高瀬川、犀川と合流する。</p>
(1)地形	対象事業実施区域の地形分類は谷底平野である。
(2)地質	対象事業実施区域の表層地質は完新統の砂礫であり、犀川などの河川沿いに広く分布している。
(3)注目すべき地形・地質	「日本の地形レッドデータブック（第1集）危機にある地形」によると、対象事業実施区域及びその周囲には保存すべきものとして記載されている地形はないが、この周辺は犀川、高瀬川、穂高川の三川合流地域として知られ、特徴的な地形となっている。
(4)対象事業実施区域周辺の地質調査結果	対象事業実施区域周辺の地質は砂礫、礫混じり粗砂及びシルト混じり粗砂からなっている。砂礫層及び礫混じり粗砂層が帶水層を形成しており、それに対し、シルト混じり砂礫層は相対的不透水層を形成している。自然水位は 2.7m 程度である。
(5)活断層	対象事業実施区域周辺では、松本盆地東縁断層の存在が知られており、既存文献では高瀬川左岸側及び犀川右岸側の丘陵の縁や段丘に沿って活断層の記載がある。
(6)地すべりおよび崩壊等の発生状況	概ね 100 年に 1 回程度発生する大雨（犀川、穂高川及び高瀬川について 2 日間の総雨量が 250mm 程度）では、対象事業実施区域では 2～5m 程度の浸水が想定されている。 対象事業実施区域内は、地すべり危険箇所並びに防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、及び土砂災害警戒区域に含まれない。
(7)災害履歴等	平成 8 年には対象事業実施区域近傍である万水川と穂高川合流地点の堤防が豪雨により決壊している。
2.3.4 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<p>(1)動物 1)動物相の概要</p> <p>安曇野市は、北アルプスの高山から東側の低地まで多様な環境があり、野生動物が生息するうえで貴重な自然が残されている。高山にはライチョウやタカネヒカゲなどの高山特有の動物が生息しており、山地帯から亜高山帯にかけてヤマネやヒダサンショウウオが生息している。また、山麓部には里山的環境が広がっており、多くの里山の鳥類や昆虫類を擁している。さらに、北アルプスより東へ流下する多くの河川にはカモ類をはじめとする水辺の鳥類や魚類、水生生物が多くみられる。</p>

表 2.3.1(3) 対象事業実施区域及び周辺の自然的状況

調査項目	調査結果の概要	
2.3.4 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	2)注目すべき動物	哺乳類 14 種、鳥類 40 種、爬虫類 3 種、両生類 6 種、魚類 12 種、昆虫類は 249 種、その他の無脊椎動物は 15 種が挙げられる。
	3)動物からみた対象事業実施区域の位置付け	対象事業実施区域は、現状でグラウンド等として利用されている既に改変された場所であるため、対象事業実施区域内に生息する動物は極めて限られる。しかし、高瀬川、穗高川、犀川の三川合流地域に位置し、周辺の河川や湧水に豊かな自然環境を残しており、河川や水辺に生息する動物の生息域に接している。
	(2)植物 1)植生の概要	長野県内の大部分は冷温帯であり、夏緑（落葉）広葉樹林からなるブナクラスの植生が広がっている。多くの人々が生活を送る暖温帯から冷温帯にかけては、古くからの人々が暮らす生活圏と重なってきたために、自然植生の大半は消滅して代償植生と化している。 安曇野市は、北アルプスの高山から東側の低地まで標高差が大きく、高山帯、亜高山帯、山地帯、山麓部・平野部、河川・水辺の多様な環境が存在している。高山にはハイマツを中心とした群落がみられ、お花畠と呼ばれる植物群落もみられる。亜高山帯にはシラビソ、オオシラビソ等を中心とした常緑針葉樹林が広がり、森林限界付近には丈の低い落葉広葉樹林もみられる。山地帯にはカラマツ、アカマツ、スギ、ヒノキの植林地や、クリ、コナラ、ミズナラ等による二次林が広がっている。山麓部・平野部の多くは人間の生活域と重なっており、水田や畑地、果樹園等が多く、西洋タンポポやオオイヌノフグリ、イネ科等の草本がみられる。これらの多くは外来生物である。山地帯の河川ではサワグルミ、カツラ等を中心とした湿性林がみられ、山麓部・平野部の河川ではコゴメヤナギ、タチヤナギ等やハリエンジュがみられるほか、砂礫地にはカワラヨモギやカワラハハコ等の草本が生育している。湧水地や池沼にはバイカモ、カワヂシャ、エビモ、ミクリ、ガマ等の水生植物が生育している。
	2)注目すべき植物及び植物群落	注目すべき植物として 170 種が挙げられる。
	3)植物からみた対象事業実施区域の位置付け	対象事業実施区域は、現状でグラウンド等として利用されている、既に改変された場所であるため、対象事業実施区域内に生育する植物は極めて限られる。しかし、高瀬川、穗高川、犀川の三川合流地域に位置し、周辺の河川や湧水に豊かな自然環境を残しており、河川や水辺の植物の生育場所に接している。

表 2.3.1(4) 対象事業実施区域及び周辺の自然的状況

調査項目	調査結果の概要	
2.3.4 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	(3)生態系	<p>対象事業実施区域は、高瀬川、穗高川、犀川の三川合流地域に位置しており、河川や湧水の水生植物、その周辺の湿性植物、河原の草本等の植物が生育する場所や河畔林に接している。また、水田やわさび田も周囲にあり、人里の耕地の植物も多い地域である。</p> <p>これに伴い動物相も多様であり、河川や湧水地の魚類や底生動物、湿地や池沼の環境の両生類や昆虫類、湿性環境や河原を好む鳥類や水鳥などが生息しているほか、人里や耕地の動物群集も見られる環境となっている。人の手があまり入っていない水辺の原生的な自然環境がある一方で、外来生物の入りやすい人の手が入った環境も隣接する地域となっている。</p> <p>「安曇野市版レッドデータブック 2014」（平成 26 年 7 月安曇野市）では、重要な自然環境として「三川合流地周辺」と「御法田周辺」が挙げられる。</p>
2.3.5 自然環境の総合的な状況		<p>対象事業実施区域のある安曇野市穂高一帯は、内陸性の気候であり、気温の年較差、日較差が大きい特徴がある。穂高気象観測所では、平均風速の平年値は 1.0～1.7m/s であり、風は春に強く秋に弱い傾向がある。最寄りの松本地域気象観測所では、北～北北西及び南～南南東の風が多くなっている。</p> <p>対象事業実施区域の西側には、地下水の涵養域となる複合扇状地が広がっており、縦横に張り巡らされた用水によって水田耕作が営まれている。対象事業実施区域周辺は高瀬川、穗高川、犀川の三川合流地域に位置するもっとも標高が低い流出域にあるため、各所に湧水起源の清冽な流れがみられ、湿性の環境が広がり、わさび田が多い。</p> <p>対象事業実施区域は既に改変された場所であるが、周辺の水生植物や湿性植物、河原の草本等の植物が生育する場所や河畔林に接しているほか、水田やわさび田も周囲にあり、人里の耕地の植物も多い地域である。これに伴い動物相も多様であり、河川や湧水地、湿地、池沼、河原などの水辺の動物のほか、人里や耕地の動物群集も見られる、原生的な自然と人里の自然が隣り合った地域となっている。</p>
2.3.6 景観・文化財の状況	(1)景観 1)自然景観資源	<p>対象事業実施区域のある安曇野市には、西部には燕岳、大天井岳、常念岳等の標高 3,000m 級の北アルプス連峰がそびえ立ち、この山々を源流とする梓川、中房川、高瀬川などが流れ、犀川に合流している。また北アルプスの雪融け水が豊富な湧水となって湧き出ている。</p> <p>海拔 500m～700m の概ね平坦な複合扇状地には水田が広がっており、北アルプス、田園と集落が一体となった景観は「安曇野」の特徴的な景観である。「第 3 回自然環境保全基礎調査 長野県自然環境情報図」（平成元年 環境庁）によると、対象事業実施区域及びその周囲に自然景観資源は存在しない。</p>

表 2.3.1(5) 対象事業実施区域及び周辺の自然的状況

調査項目	調査結果の概要	
2.3.6 景観・文化財の状況	2)主要な眺望景観	わさび農場や自然体験交流センターなど対象事業実施区域の最寄りの視点場のほか、長峰山や光城山などの高台から穂高クリーンセンターの煙突または煙突及び施設の一部を眺望することができる。 また、北アルプスの山麓からは、距離が離れているため見える施設のサイズは小さいが、穂高から三郷までの広い範囲で煙突または煙突及び施設の一部を眺望することができる。
	(2)文化財	半径 1km の範囲には指定文化財及び埋蔵文化財はない。
2.3.7 触れ合い活動の場の状況	(1)触れ合い活動の場の資源状況	対象事業実施区域の最寄りの人と触れ合い活動の場としては、南側に大王わさび農場が、東側に自然体験交流センター・せせらぎがある。
	(2)触れ合い活動の場の利用状況	対象事業実施区域の南側には、大王わさび農場がある。平成 26 年度の「安曇野湧水群」の利用者数は 17,581 百人となっている。 安曇野湧水群：大王わさび農場及びその周辺の観光施設や民宿を含む
2.3.8 大気質・水質等の状況	(1)公害苦情の状況	平成 26 年度の公害苦情の件数は 45 件である。種別にみると、最も多いのは悪臭の 14 件である。次いで水質汚染及びその他がそれぞれ 9 件、大気汚染の 6 件の順となっている。
	(2)大気質 1)大気汚染測定局	対象事業実施区域のある安曇野市では固定局による常時監視は行われていない。長野県の大気質の調査結果については、隣接する松本市及び大町市の調査結果を示す。 一般環境大気測定局(一般局)：松本局、大町局 自動車排出ガス測定局(自排局)：松本渚交差点局
	2)二酸化硫黄	平成 27 年度、松本局は環境基準を達成している。平成 27 年度までの過去 5 年間の二酸化硫黄の日平均値の年間 2%除外値は環境基準を下回っており、概ね横ばいで推移している。
	3)二酸化窒素	安曇野市では市内 4箇所で簡易測定法である PTIO 法により大気中の窒素酸化物の調査を実施しており、平成 28 年度は、0.006～0.020ppm の範囲で推移している。 平成 27 年度、松本局、松本渚交差点局及び大町局は環境基準を達成している。また、平成 27 年度までの過去 5 年間の二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値はいずれの測定局も環境基準を下回っている。
	4)浮遊粒子状物質	平成 27 年度、松本局及び松本渚交差点は環境基準を達成している。平成 27 年度までの過去 5 年間の浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2% 除外値は両局で境基準を下回っており、概ね横ばいで推移している。
	5)光化学オキシダント	平成 27 年度の環境基準を超過した日数は、松本局では 46 日、大町局では 58 日であり、環境基準を達成していない。平成 27 年度までの過去 5 年間の光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の最高値は環境基準を超過しており、両局は、いずれの年度においても環境基準を達成していない。

表 2.3.1(6) 対象事業実施区域及び周辺の自然的状況

調査項目	調査結果の概要	
2.3.8 大気質・水質等の状況	6)炭化水素	平成 27 年度、松本局は指針値を超過した日数が 1 日であり、指針値を達成していない。平成 27 年度までの過去 5 年間の非メタン炭化水素の午前 6 時から 9 時における年平均値は緩やかな減少傾向がみられる。
	7)微小粒子状物質	平成 27 年度、松本局及び松本渚交差点は環境基準を達成している。平成 27 年度までの過去 5 年間の微小粒子状物質の年平均値、日平均値の年間 98% 値は両局で環境基準を下回っており、概ね横ばいで推移している。
	8)一酸化炭素	平成 27 年度、松本局は環境基準を達成している。平成 27 年度までの過去 5 年間の一酸化炭素の日平均値の年間 2%除外値は環境基準を下回っており、概ね横ばいで推移している。
	9)有害大気汚染物質	平成 27 年度、松本局及び松本渚交差点局は、環境基準または指針値の設定されているいずれの有害大気汚染物質も基準値を達成している。
	10)ダイオキシン類	安曇野市では市が市内 6 箇所で、本組合が 4 箇所で、それぞれ大気中のダイオキシン類の測定を実施している。 平成 28 年度はいずれの調査地点においても環境基準を達成している。
	(3)騒音	安曇野市では市内 9 地点で自動車騒音の調査を実施している。 平成 28 年度は、自動車交通騒音に係る地域の類型指定のある 4 地点のうち、環境基準を達成しているのは 3 地点である。4 地点とも要請限度は超えていない。
	(4)振動	対象事業実施区域及びその周囲では、現時点で既存資料はない。
	(5)低周波音	
	(6)悪臭	
	(7)水質	長野県は、安曇野市内を流れる河川で水質の常時監視を行っている。 平成 28 年度は、穂高川（早春賦歌碑前）、犀川（田沢橋）及び高瀬川（高瀬橋）のいずれの地点でも生物学的酸素要求量(BOD)の環境基準を達成している。
	(8)地下水	市内の 28 箇所の井戸で年 2 回水質検査を実施している。平成 28 年度は、全ての地点で水質基準に関する省令で定める基準を達成している。
	(9)土壤汚染 1)ダイオキシン類	本組合では穂高クリーンセンター周辺の 4 地点で土壤中のダイオキシン類の調査を隔年で実施している。 平成 27 年度はいずれの地点においても環境基準を達成している。
	2)農用地	安曇野市では、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壤汚染対策地域の指定を受けている農用地はない。
	3)市街地	安曇野市では、穂高地区の 1 箇所において「土壤汚染対策法」に基づく区域指定が行われている。
	(10)地盤沈下	安曇野市ではこれまでに地盤沈下の被害は報告されていない。